

# 水道水中における農薬類の目標値等見直し案について



厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価及び第17回厚生科学審議会生活環境水道部会(平成 28 年 2 月 17 日開催)における審議に基づき、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改定等について」(平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知)の「別添2 農薬類(水質管理目標設定項目 15)の対象農薬リスト」に掲げる農薬類4物質及び「水道水質管理計画の策定にあたっての留意事項について」(平成 4 年 12 月 21 日付衛水第 270 号水道整備課長通知)の「別表第5」に掲げる要検討農薬類2物質について、パブリックコメント(平成 28 年 9 月 5 日～10 月 7 日)手続きを経て、目標値等を見直すものとされました。

意見募集では、3 件の意見の提出があり、意見及び意見に対する厚生労働省の考え方が示されました。

今後は、年度内に開催される厚生科学審議会生活環境水道部会において審議の上、通知の改正を行い、平成 29 年 4 月 1 日から施行される予定です。

## 改正内容

1. 「別添2 農薬類(水質管理目標設定項目 15)の対象農薬リスト」に関して
  - ① ピロキロン目標値 現行 0.04mg/L → 改正後 0.05mg/L
  - ② ベンゾフェナップ目標値 現行 0.004mg/L → 改正後 0.005mg/L
2. 「別添2 農薬類(水質管理目標設定項目 15)の対象農薬リスト」及び「別表第5」に関して
  - ① 「ダゾメット」、「メタム(カーバム)」及び「メチルイソチオシアネート(MITC)」について
    - ・対象農薬リスト掲載農薬類「ダゾメット」及び「メタム(カーバム)」と、要検討農薬類「メチルイソチオシアネート(MITC)」を統合し、対象農薬リスト掲載農薬類「ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート」とする。
    - ・目標値を「0.01mg/L(メチルイソチオシアネートとして)」とする。
    - ・注8を、「ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定し、合計して算出すること。」と改める。
    - ・検査法を「水質管理目標設定項目の検査方法」の「別添方法 23 パージ・トラップーガスクロマトグラフィー質量分析法(PT-GC-MS法)」とする。
  - ② 「テフリルトリオン」について
    - ・要検討農薬類「テフリルトリオン」を対象農薬リスト掲載農薬類「テフリルトリオン」とする。
    - ・目標値は現行の「0.002mg/L」から変更なしとする。
    - ・検査法を「水質管理目標設定項目の検査方法」の「別添方法 20 の2 液体クロマトグラフィー質量分析計による一斉分析法(LC-MS法)」とする。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道 GLP 認定機関として、長年の水質検査の実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 平成 28 年度 厚生労働省第 2 回水質基準逐次改正検討会資料

分析技術箇所 長谷川知草

